

平成 22 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 エムケー精工株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸山永樹
(J A S D A Q ・ コード 5 9 0 6)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 小林文彦
電話 026-272-0601

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月7日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議し、これに関わる定款変更を平成22年6月17日開催予定の第54回定時株主総会において議案として付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 最近の投資単位の状況

- | | |
|---|----------|
| ① 最近事業年度の末日における最終価格をもとに
算出した1売買単位当たりの価格 | 380,000円 |
| ② 最近事業年度における日々の最終価格をもとに
算出した1売買単位当たりの価格の平均 | 403,350円 |
| ※ 最近事業年度の末日における単元株式数 | 1,000株 |

(2) 変更の理由

当社は、当社株式の株式市場における流動性の向上及び個人株主を中心とした株主数増加を重要課題として認識しております。そのため、現在の投資金額等を勘案し、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えるため、単元株式数を見直し、株式投資単位の引下げを行うことといたしました。

(3) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更する。

(4) 変更予定日

平成22年7月1日（木曜日）

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

現行定款	変更後
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第1条 第8条の変更は、平成22年7月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、第8条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成22年7月1日(木)

(参考) 本件につきましては、平成22年6月17日開催予定の第54回定時株主総会において定款変更のご承認をいただいた後、平成22年7月1日付をもって、株式会社大阪証券取引所における売買単位を1,000株から100株に変更いたします。

以 上